

REPORT

信用保証レポート
Vol.114
令和6年11月号

◆掲載内容◆

- ・「保証協会団信」制度の見直し等について
- ・令和6年上期(令和6年11月末提出期限)の「業況報告書」提出に関するお願い
- ・年末・年度末の資金繰り支援のため相談窓口を設置します
- ・事務分担変更のお知らせ
- ・保証申込時の書類添付についてお願い
- ・創業セミナーを開催しました
- ・「第20回かながわ企業支援ネットワーク会議」の開催について
- ・代位弁済事務に関するQ&A
- ・業務概況、各区分別保証状況(令和6年9月末)
- ・『起業家向け無料相談』窓口について
- ・通年ノーネクタイのお知らせ
- ・事務所のご案内

 川崎市信用保証協会

COLORS, FUTURE! ACTIONS
KAWASAKI 100th



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

表紙 生田緑地ばら苑
(川崎市多摩区)

提供:川崎市建設緑政局 みどりの管理課


©KAWASAKI FRONTALE

川崎市信用保証協会は、川崎市市制100周年、川崎フロンターレ及び川崎ブレイブサンダースを応援しています

「保証協会団信」制度の見直し等について

令和6年10月1日告知分から「保証協会団信」の制度内容が一部変更となっています。主な変更点は以下の通りです。

- ・1被保険者当たりの保険加入上限額を「1億円」から「2億円」へ変更しました。
- ・告知書有効期間※を「90日以内」から「120日以内」へ変更しました。

また、今回の見直しに伴い、「保証協会団信」申込書兼告知書が改訂されました。今後は申込書兼告知書の右上に、令和6年10月改訂版と記載のある書式をご利用下さい。

なお、経過措置として改訂前の申込書兼告知書は令和6年12月31日までの告知分に限りご利用いただけます。

「保証協会団信」申込書兼告知書をご入用の際は、日本生命保険相互会社 公務第二部（03-5533-5677）へ直接ご請求下さい。

※申込書兼告知書の有効期間です。ご加入にあたっては、告知日から融資実行日までの日数が有効期間内である必要があります。

令和6年上期（令和6年11月末提出期限）の「業況報告書」提出に関するお願い

取扱金融機関によるモニタリングが規定されている保証制度の令和6年上期モニタリング報告について、必要項目にもれがないよう入力の上ご報告をお願いいたします。

なお、令和6年10月に「業況報告書」対象顧客を一覧表示した報告用データをEメールで送信しておりますのでご確認ください。

モニタリング報告が必要な保証制度

- （1）経営安定関連保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）
- （2）経営安定関連保証5号（平成30年3月31日以前に保証申込受付したもの）
- （3）東日本大震災復興緊急保証制度
- （4）危機関連保証制度
- （5）川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金

モニタリングの詳細については「信用保証の手引き」76頁に記載しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】 経営支援推進課 044-211-0504

年末・年度末の資金繰り支援のため相談窓口を設置します

市内中小企業者の年末・年度末の資金繰りを支援するため、相談窓口を設置します。
令和6年12月2日～令和7年3月31日まで開設していますので、お気軽にご相談ください。
(土日祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く)

≪相談窓口(9時～17時15分)≫

【川崎区、幸区、中原区】 企業支援課 044-211-0501
【高津区、宮前区、多摩区、麻生区】北支所企業支援課 044-850-0055

事務分担変更のお知らせ

令和6年10月1日から担当を一部変更しました。

川崎・幸・中原区の金融相談、保証審査及び創業支援に関すること

企業支援部企業支援課	TEL 044-211-0501	FAX 044-222-1993
川崎区及び幸区の事業者	係長 主任	山口 裕新 松下 真人 鈴木 多聞
中原区の事業者	係長	森 宏平 小原 美里

高津・宮前・多摩・麻生区の金融相談、保証審査及び創業支援に関すること

企業支援部北支所企業支援課	TEL 044-850-0055	FAX 044-833-1313
高津区の事業者	係長	向井 祐太 古市 雅裕
宮前区の事業者	係長	向井 祐太 森 宏祐
多摩区の事業者	課長補佐 主任	伊藤 ルナ 松岡 瞳
麻生区の事業者	課長補佐	伊藤 ルナ

経営支援、事故報告、返済条件変更審査及び保証協会団信に関すること

企業支援部経営支援推進課	TEL 044-211-0504	FAX 044-222-1993
川崎区の事業者	主査	渡邊 公博
幸区及び麻生区の事業者	係長 主任	井原 隆 高藤 篤志
中原区の事業者	主任	高藤 篤志
高津区の事業者	係長 主査	井原 隆 渡邊 公博
宮前区及び多摩区の事業者		永田 真由

代位弁済に関すること

企業支援部管理推進課	TEL 044-211-0502	FAX 044-211-9937
	係長	佐久間 啓太 須藤 美波 遠藤 彩蘭

保証申込時の書類添付についてお願い

事前相談時に回答した必要書類が添付されていない申込案件が散見されます。保証承諾までの時間短縮を図るためにも、必要書類の完備にご協力ください。

例) 川崎市制度利用時の、個人(法人)市民税納税証明書又は領収書

新規利用先の公的資料(履歴事項全部証明書、印鑑証明書、住民票等)

伴走支援型経営改善資金利用時の、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

【お問合せ先】	企業支援課	044-211-0501
	北支所企業支援課	044-850-0055

創業セミナーを開催しました

令和6年10月10日(木)に、川崎市内で創業を予定している方や創業後間もない中小企業者を対象とした創業セミナーを開催しました。

本セミナーでは、税理士・行政書士・公認会計士の宮澤明宏氏を招いて、経営管理の進め方を中心に企業が取り組むべきポイントについてどのように備え、対応するかを講演していただきました。

また、セミナーの前後には、講師による個別相談会を開催し、参加者が抱える創業に関する悩みや課題について講師と1対1で相談できる場を提供しました。



「第20回かながわ企業支援ネットワーク会議」の開催について

令和6年10月8日(火)に、TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらいにおいて「第20回かながわ企業支援ネットワーク会議」を開催しました。

かながわ企業支援ネットワークは、経営支援・再生支援への取組みをより円滑かつ効果的に推進するため、中小企業・小規模事業者を支援する関係機関の連携強化を目的に設立されたもので、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会、神奈川県中小企業活性化協議会が事務局となり、運営しています。

今回は50機関68名の方にご出席いただきました。



代位弁済事務に関するQ&A

Q. 債務者、保証人の預金を相殺する際の優先関係について教えてください。

A. 相殺適状にある預金は、まず金融機関のプロパー債権と相殺することを認めています。相殺後に残余の預金があれば保証付債権と相殺します。その他、僚店や保証債務等に関する取扱いについては次の表のとおりです。

なお、当座預金等いかなる性質の預金であっても、期限の利益喪失から代位弁済まで支払を停止してください。また、代位弁済前に預金相殺を行う場合等は必ず当協会にご一報ください。

1. 主債務と保証債務が併存する場合の預金相殺

	主債務	保証債務	預金相殺の優先関係	
			プロパー	協会保証付
1	プロパー (保証会社保証付を含む)	協会保証付	○	
2	協会保証付	プロパー (保証会社保証付融資を含む)		○

2. 僚店相殺の取扱い

	貴店	僚店(預金あり)	預金相殺の優先関係	
			プロパー	協会保証付
1	協会保証付/ プロパー(注)		○	
2	プロパー (保証会社保証付を含む)	協会保証付		○
3	協会保証付	プロパー (保証会社保証付融資を含む)	○	

(注) 保証会社保証付の場合は、協会保証付との按分充当。

3. その他預金相殺の取扱い

	ケース	預金相殺の優先関係	
		プロパー	協会保証付
1	プロパー債権(保証会社保証付を除く)が他の担保等により保全されていることが明らかな場合(保証協会が代位弁済することに伴い、当該担保の移転を受ける場合を除く)		○
2	信用保証協会付債権が他の担保等により保全されていることが明らかな場合	○	
3	プロパー債権(保証会社保証付を除く)が商業手形の支払人口債権である場合		○
4	保証会社保証付債権が併存する場合	按分充当	
5	期限の利益喪失後に振込や入金があった場合	按分充当	

※但し、プロパー債権と協会保証付債権が僚店の関係にある場合は、2. 僚店相殺の取扱いが優先します。

留意事項

- ・プロパー債権及び協会保証付債権ともに相殺適状にあることが前提となります。
- ・保証条件としている預金は、協会保証付債権に優先充当します。
- ・保証条件としている保証人の預金についても、債務者の預金と同様に取扱う必要があります。
- ・保証会社等利害関係を有する第三者が存在し、上記の取扱いが困難である場合は、個別にご相談ください。

【お問合せ先】 管理推進課 044-211-0502

【資料】

業務概況（令和6年9月末）

単位：千円、%

	令和6年度累計		
	件数	金額	前年比
保証承諾	1,529	25,352,966	110.7
保証債務残高	15,602	178,350,199	93.0
代位弁済	141	1,703,614	130.8
回収	-	157,755	69.6

【保証承諾】

令和6年度保証承諾累計は、1,529件(99.2%)、25,352,966千円(110.7%)で、前年同月末と比べ、件数で12件減少しましたが、金額は2,459,109千円増加しました。

・金融機関群別

保証承諾額は、都市銀行及び商工中金を除き、すべての金融機関で前年同月末を上回りました。

・業種別

保証承諾額は、製造業及び卸売業を除き、すべての業種で前年同月末を上回りました。

・地区別

保証承諾額は、川崎区、幸区、中原区及び多摩区で前年同月末を上回りました。

【保証債務残高】

保証債務残高は、15,602件(95.9%)、178,350,199千円(93.0%)で、前年同月末と比べ、件数で665件、金額で13,405,743千円減少しました。

【代位弁済】

令和6年度代位弁済累計は、141件(142.4%)、1,703,614千円(130.8%)で、前年同月末と比べ、件数で42件、金額で401,568千円増加しました。

【回収】

令和6年度回収累計は、157,755千円(69.6%)で、前年同月末と比べ、69,062千円減少しました。

各区分別保証状況（令和6年9月末）

1. 金融機関群別保証承諾状況

単位：千円、%

	令和5年度9月末			令和6年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	32	926,060	119.0	21	654,294	70.7
地方銀行	59	1,087,371	66.2	61	1,381,638	127.1
第二地銀協加盟行	43	967,500	93.4	41	972,000	100.5
信用金庫	1,405	19,844,234	169.0	1,406	22,345,034	112.6
商工中金	2	68,692	171.7	0	0	0.0
合計	1,541	22,893,857	150.2	1,529	25,352,966	110.7

2. 金融機関群別保証債務残高状況

単位：千円、%

	令和5年度9月末			令和6年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	853	14,923,986	85.0	709	11,854,583	79.4
地方銀行	1,266	21,734,034	89.9	1,127	18,097,031	83.3
第二地銀協加盟行	606	9,648,515	95.9	585	8,961,743	92.9
信用金庫	13,496	144,775,601	95.1	13,148	138,909,752	95.9
商工中金	46	673,806	88.4	33	527,090	78.2
合計	16,267	191,755,942	93.6	15,602	178,350,199	93.0

3. 金融機関群別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和5年度9月末			令和6年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
都市銀行	5	155,261	264.5	15	298,776	192.4
地方銀行	2	28,132	13.3	15	233,626	830.5
第二地銀協加盟行	10	128,833	1357.1	10	182,678	141.8
信用金庫	81	980,224	124.4	101	988,533	100.8
商工中金	1	9,596	-	0	0	0.0
合計	99	1,302,046	121.9	141	1,703,614	130.8

4. 業種別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和5年度9月末			令和6年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	169	3,462,766	148.7	168	3,349,830	96.7
卸売業	128	2,462,730	126.1	109	2,355,300	95.6
小売業	250	2,925,539	127.9	266	3,474,783	118.8
建設業	540	8,053,070	186.1	496	9,094,500	112.9
サービス業	318	3,798,310	152.2	341	4,214,675	111.0
不動産業	75	1,146,682	100.0	87	1,385,860	120.9
その他の産業	61	1,044,760	148.7	62	1,478,018	141.5
合計	1,541	22,893,857	150.2	1,529	25,352,966	110.7

5. 業種別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和5年度9月末			令和6年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
製造業	8	199,343	159.0	15	314,337	157.7
卸売業	12	261,986	120.4	19	335,048	127.9
小売業	15	138,412	60.0	26	169,609	122.5
建設業	32	409,395	159.6	36	390,350	95.3
サービス業	26	229,723	228.4	25	290,335	126.4
不動産業	0	0	0.0	7	86,098	-
その他の産業	6	63,186	46.3	13	117,836	186.5
合計	99	1,302,046	121.9	141	1,703,614	130.8

6. 地区別保証承諾状況

単位:千円、%

	令和5年度9月末			令和6年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎区	359	5,983,952	144.2	378	7,969,413	133.2
幸区	167	2,376,972	147.9	156	2,747,383	115.6
中原区	231	3,063,769	141.9	262	4,081,140	133.2
高津区	272	4,119,350	175.4	247	3,901,730	94.7
多摩区	174	2,141,182	131.2	171	2,479,020	115.8
宮前区	212	3,293,832	133.7	193	2,669,930	81.1
麻生区	126	1,914,800	217.5	122	1,504,350	78.6
合計	1,541	22,893,857	150.2	1,529	25,352,966	110.7

7. 地区別代位弁済状況

単位:千円、%

	令和5年度9月末			令和6年度9月末		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
川崎区	44	538,641	263.3	50	481,710	89.4
幸区	13	194,059	112.6	14	229,864	118.5
中原区	7	146,935	64.6	18	263,330	179.2
高津区	6	76,745	154.6	24	333,710	434.8
多摩区	7	28,587	12.0	14	180,229	630.5
宮前区	16	204,486	118.6	16	195,504	95.6
麻生区	6	112,592	2896.1	5	19,266	17.1
合計	99	1,302,046	121.9	141	1,703,614	130.8

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センターと連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 (1回：45分)
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の3箇所からお選びいただけます。 ① 川崎市信用保証協会本所 ② 川崎市信用保証協会北支所 ③ 川崎市男女共同参画センター

お問合せ先
企業支援課 044-211-0501
北支所企業支援課 044-850-0055

通年ノーネクタイのお知らせ

SDGsのさらなる推進やお客様が親しみやすい雰囲気づくりを目的として、「通年ノーネクタイ」を実施しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内



※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がありません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場(アゼリア駐車場)をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。



※無料シャトルバス (AM10:00～) について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はKSP地下駐車場をご利用の上、担当者に駐車券をご提示ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等 ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者 (いわゆる共生者、密接交際者)
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通 巻 第114号 令和6年11月1日発行(奇数月発行)
発行者 川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会

